

# 「2026年日本市場向け農水産品プロモーション事業」説明書

2026.5

## 一、目的：

台湾農水産物の日本市場における販路開拓を促進し、高品質なブランドイメージを確立するとともに、日本の流通業者との長期的かつ安定的な取引関係を構築するため、農業部の指導のもと、本プロジェクトを立ち上げる。本事業の実施を通じ、日本の事業者による台湾農水産品の継続的かつ一層の調達拡大を図ることを目的とする。

## 二、実施時期：2026年4月1日から2026年11月15日まで

## 三、実施機関：財団法人中華民国対外貿易発展協会

## 四、実施方法：

1. 申請機関は、各品目の特性に応じた販促活動を実施し、ターゲット市場の消費者に対して台湾産農産物の高品質なイメージの認知向上を図るものとする。活動内容には、試食・試飲イベント、店頭プロモーション、販促資材の作成、広告等を含み、消費者の購買を促進することにより、台湾からの農産物の調達額目標の達成を目指す。なお、輸出目標の達成状況に応じて、奨励金を支給するものとする。
2. 販売チャネルは、日本の実店舗を主体とし、必要に応じて電子商取引（EC）を組み合わせるものとする。各品目の生産時期に応じて、適切な販売方法を採用し、ターゲット市場の主要都市に所在する百貨店、スーパーマーケット、量販店、農産物専門店、または飲食店などのチャネルにおいて販促活動を実施する。
3. 奨励項目、方法、及び業績目標：
  - (1) 果物、花き、水産物、茶葉、米、雑穀などの台湾産農産物のほか、農水産加工品（輸出申請額の20%を上限とす

る) を含むものとする。申請機関は販促活動の計画にあたり、上記の対象品目のうち少なくとも1品目以上を含めるものとし、各産業の均衡ある発展に配慮したうえで、優先順位を設定するものとする。

(2) 奨励方法：

1. 上記チャネルにおいて20店舗以上で販売を展開し、かつそのうち10店舗以上において販促員を配置し、試食・試飲イベントを実施すること。ただし、花き類等、食用を目的としない品目については、試食に代えて他の販促活動を実施することができるものとする。プロジェクト全体の規模は延べ開催日数120日以上とし（うち、試食・試飲またはその他の販促活動は延べ開催日数60日以上とする。なお、実施期間には週末及び祝日を含むことが望ましい）。1件当たりの奨励金の上限は150万新台幣ドルとする。
2. 上記チャネルにおいて10店舗以上で販売を展開し、かつそのうち5店舗以上において販促員を配置し、試食・試飲イベントを実施すること。ただし、花き類等、食用を目的としない品目については、試食に代えて他の販促活動を実施することができるものとする。プロジェクト全体の規模は、延べ開催日数60日以上とし（うち試食・試飲またはその他の販促活動は延べ開催日数30日以上とする。なお、実施期間には週末及び祝日を含むことが望ましい）。1件当たりの奨励金の上限は100万新台幣ドルとする。
3. 選定された事業者に係る奨励金額が100万新台幣ドルを下回る場合には、当該金額に応じてチャネルにおける活動規模（店舗数及び延べ開催日数）を下方修正し、実際に要するコストに見合うよう調整することができ

る。以下に例を示す。

- (1) 奨励金が 70 万新台湾ドルと認定された場合：上記チャンネルにおいて 7 店舗以上で販売を展開し、かつそのうち 4 店舗以上において販促員を配置し、試食・試飲またはその他の販促活動を実施する。プロジェクト全体の規模は延べ開催日数 42 日以上とし（そのうち、試食・試飲、またはその他の販促活動は延べ開催日数 21 日以上とする。イベント実施期間には週末及び祝日を含むことが望ましい）とする。
  - (2) 奨励金が 50 万新台湾ドルと認定された場合：上記チャンネルにおいて 5 店舗以上で販売を展開し、かつそのうち 3 店舗以上で販促員を配置し、試食・試飲またはその他の販促活動を実施する。プロジェクト全体の規模は延べ開催日数 30 日以上とし（うち、試食・試飲またはその他の販促活動は延べ開催日数 15 日以上とする。なお、イベント期間には週末及び祝日を含むことが望ましい）とする。
4. 販促活動の実施期間中に、週末及び祝日を含まない計画とする場合は、申請時に提出する活動企画書において、その理由を説明すること（本プロジェクトの審査に資するため）。
  5. 上記の試食・試飲またはその他の販促活動の実施場所においては、消費者が台湾産農産物の販促活動であることを明確に認識できるよう、販促資材及び装飾物等を提示するものとする（各店舗における実施状況については写真で証明すること）。また、消費者の参加を促すため、**販促資材及び装飾物に、販促活動名（例：「台湾パインフェス」）を明示するものとする。**
  6. 販促活動は 2026 年 11 月 15 日までに終了すること。

7. 本プロジェクトにおける奨励金総額は、2,000 万新台湾ドルを上限とする。
- (3) 業績目標（輸出額）は、認定された奨励金額の7倍を下回ってはならない。ただし、奨励対象品目については、輸出額を2倍に換算して算定するものとする（この場合、業績目標は3.5倍を下回ってはならない）。実際の輸出額が規定に達しない場合は、その達成状況に応じて奨励金を比例して減額する。
- (4) 奨励対象品目は、バナナ、ドラゴンフルーツ、釈迦頭、ナツメ、文旦、オンシジューム、ハタ類、サバヒー、タチウオ及び午仔魚とする。なお、対象品目に追加がある場合は、別途公表するものとする。

## 五、申請方法及び期間：

- 1、台湾産農産物を既に取り扱っている、または販売を予定している海外の流通業者（輸入業、卸売業、スーパーマーケット、量販店、百貨店、EC事業者など）が、実施機関に対して申請を行うものとする。または、実施機関が海外の主要な輸入・販売業者または台湾産農産物を取り扱う業者と調整のうえ、企画案を提出して申請することもできる。申請にあたっては、申請書（添付書類1）及び活動企画書（添付書類2）を添付すること。
- 2、国内の各直轄市、県（市）政府、農業者団体、農産物輸出業者、農産・食品関連学校などの機関が申請を行う場合には、申請書（添付書類1）、活動企画書（添付書類2）及び海外流通業者との連携に関する意向書（添付書類3）を添付し、実施機関に申請するものとする。
- 3、事業者から提案書が提出された後、実施機関は選考委員会を設置し、販促活動の内容、連携する流通業者、台湾産農産

物の販売業績及び輸出効果見込み等を総合的に審査する。選考委員会が採択事業者及び奨励金額を決定した後、当該事業者に対し、提案内容に基づき事業を実施するよう通知する。

- 4、本プロジェクトの公告前3年間に輸出実績（間接輸出額を除く）を有する事業者は、優先的に本事業の奨励対象となる。また、政府資源の有効活用を図るため、採択された事業者がなんらかの事由により、事業を辞退または実施しない場合には、農業部は残余予算及びターゲット市場の状況を勘案し、繰り上げ対象を選定することができる。
- 5、販促対象商品は、国産で生産されたもの、または国産原料を使用したものとする。また、優良農産物標章（CAS）、有機農産物標章（OTAP）、トレーサビリティ農産物標章（TAP）、台湾優良食品標章（TQF）、食品衛生管理システム（HACCP）、ISO標章、またはその他の国際認証（Global GAP、ハラール認証など）など、食品安全・品質管理に関する国内外の認証等のいずれかを取得しているものを優先する。
- 6、事業者は、貿易上の紛争またはその他の不良な記録がなく、かつ活動に関する定量的及び定性的な効果（会場での受注額、消費者からのフィードバック、今後の取引見込額など）を提供できるとともに農業部による長期的なフォローアップに応じられること。
- 7、申請の期間及び提出方法：
  - (1) 郵送または持参のいずれかによるものとする。申請書類は封筒に封入し厳封すること。紙媒体で郵送する場合は、封筒表面に申請書（添付書類1）を貼付すること。申請書には必要事項を漏れなく記入し、社印及び代表者印を押印すること。併せて、中華民国域内において法に基づき設立された企業、農業者団体、農業合作社（農場）、農産食品関連

協会、水産養殖場などの設立登記証明の写し1部を添付すること。なお、加工食品工場については、工場登録番号を記すものとし、社印及び代表者印を押印すること。

(2)本プロジェクトの公告日から申請の受付を開始し、最終受付日は2026年6月5日午後5時とする。申請者は当該日時までに申請書類を提出すること（受付印の日付を基準とする）。二次募集の申請期限については別途公表するものとする。

(3)申請書類の送付先及び問い合わせ窓口：

財団法人中華民国對外貿易發展協會

郵便番号110 台北市基隆路一段333号5F 農産食品組

担当者：文怡蓁専員(Email:vita@taitra.org.tw)

(4)提出されたすべての書類は返却しないものとし、実施機関において所定の手続き終了後に廃棄する。

## 六、採択された事業者の対応事項：

1、採択された事業者は、活動実施の2週間前までに具体的な実施計画表（添付書類4）を実施機関に提出し、実施機関による現地確認を受けるものとする。申請内容は、承認後に任意に内容を変更するとは認められない。当初の企画書どおりに実施できない場合は、当初の実施予定日の2週間前までに理由を付して書面により実施機関に通知し、あわせて修正後の企画書を提出すること。これらの手続きがなされない場合、次年度のプロモーション事業への申請を受理しない。

2、採択された事業者は、活動期間中の販促活動を記録した動画、写真などの記録を光ディスク（CDなど）またはUSBメモリに記録して提出するものとする。あわせて、活動の検証については、事業者自ら調整し、実施機関に通知するとともに、実施機関による遠隔または現地での検証に協力するものとする。

- 3、現地での検証については、実施機関の現地駐在員による検証業務に協力するとともに、証明書類を携帯した検証担当者が検証業務を行えるよう、あらかじめ協力チャンネルに通知すること。協力チャンネルへの通知がなされていない、または協力チャンネルが検証に同意しない、あるいは協力しないことにより検証業務が完了できなかった場合には、状況に応じて奨励金の減額を行うことがある。
- 4、採択された事業者は、活動の実施に際し、広告、販促資料及び装飾物に、農業部の指導を受けていることを明示し、「農業部による指導 (Counseled by MOA)」を付記、または農業部の名称あるいはロゴを表示しなければならない。流通業者の規定、またはその他不可抗力により、当該表示ができない場合には、奨励金の精算に影響が生じないように、書面により理由を説明するとともに、農業部の同意を得なければならない。

## 七、経費の精算

1、奨励金は、調達（台湾からの輸出）額及び実施した活動規模の目標達成状況に基づき算定し、交付するものとする。奨励金の交付額は、採択された事業者の実際の活動支出額を上限とし、そのうち**広告費については総支出額の30%を上限**とする。なお、実際の支出額が承認された奨励金額を上回る場合は、承認された奨励金額を上限とする。奨励金は2回に分けて交付するものとし、その条件は次の通りである。

- (1) 第1期：採択された事業者は、活動終了後1カ月以内に、活動実施状況報告（添付書類5）及び活動の写真（販促活動を実施したすべての店舗について、各店舗につき3枚以上の写真と写真の電子ファイルを提出すること。写真には、店舗の外観、内部、活動実施場所及び経費使用項目の現場での表示状況を含むものとする。証左となる写真を

提出できない場合には、当該活動が実施されていない、または当該経費が使用されていないものとみなし、奨励金の精算対象として認めない)。これら要件を満たした場合、奨励金の50%を第一期として交付する。

- (2) 第2期：採択された事業者は、2026年11月15日までに、経費精算申請書(添付書類6)、奨励金受領書(添付書類7)、及び中国語による成果報告書(添付書類8)その他関連資料並びに調達実績証明を添えて、実施機関に対し奨励金残額の交付を申請するものとする。実施機関はこれを審査のうえ、各対応項目が期日どおりに履行されていることを確認した後、奨励金の50%を交付する。
- 2、調達(輸出)金額の算出は、実施機関による活動会場での現場確認において販売が確認された商品に限る。
- 3、調達(輸出)金額の算出期間は、本プロジェクト実施初日の2026年4月1日から同年11月15日までとする。
- 4、調達(輸出)証明書類：
  - (1)採択された事業者及び協力意向書を締結した海外商社の調達実績に限る。
  - (2)自ら輸出入を行う場合：通関申告書、または船荷証券船荷証券(Bill of Lading)、航空貨物運送状(Airway Bill)の写しを添付すること。
- (3)自ら輸出入を行わない場合：
  - ①委託輸出入業者の通関申告書、または船会社(航空会社)の船荷証券(Bill of Lading)及び
  - ②輸出入業者向けの輸出入貨物リストなどの写し
- (4)通関申告書または船荷証券に貨物品目、数量、金額などの記載がない場合は、販売業者の社印入り商業送り状(Invoice)の写しを添付すること
- (5)販売業者が台湾の農産業者が現地に設立した子会社である

場合（当該証明資料を提出すること）、計画実施機関が事実を確認したうえ、委託輸入業者の輸入申告書の添付を免除できる。

- 5、活動の延べ開催日数数が規定に達しない場合、または、輸出金額が業績目標に達しない場合、奨励金の第二期支給額について、比例して減額する（第2期支給額、すなわち奨励金の50%を基準に算出する。例えば、延べ開催日数の規定が60日で、審査の結果50日であった場合、減額額は「第2期奨励金額×(60-50)/60」とする）。

前述の2項目（延べ開催日数・輸出金額）双方が規定に達しない場合、それぞれの減額額を算出し、多い方の額を適用する。

- 6、活動経費の重複受給を避けるため、採択された事業者が他の政府機関等と共同でプロモーション活動を実施する場合は、活動企画書にその旨明記し、契約書の写しを提出するとともに、双方が分担する経費の項目及び金額を明記すること。同一の補助項目について、事前に明示しないまま他の機関からも補助を受け、重複受給となった場合は、農業部「プロジェクト策定及び管理マニュアル（計画研提与管理手冊）」の規定に基づき、既に交付された補助金は返還を求められるものとする。

## 八、異常事態の発生及び奨励金の返還

- 1、採択された事業者が奨励金の受給に関して、以下の状況のいずれかに該当し、実施機関が通知した期限内に改善がみられない場合は、奨励金の受給資格を取り消すことができる。すでに奨励金が支払われている場合は、既払い額の返還を求めるものとし、期限までに返還されない場合は、関係法令に則り追徴されるものとする。

- (1) 販促活動の成果が不十分、または、実施機関が承認した活動企画書の内容が確実に実施されていない場合。
- (2) 計画の実施期限内に、正当な理由なく実施を中止する、または、実施の進捗が遅延し、事業が完遂できない場合。
- (3) 正当な理由なく、検証を回避、妨害、拒否した場合。または規定に従わず実施機関の検証に協力せず、通知された期限内に改善がみられない場合。
- (4) 期限内に奨励金請求書類を提出せず、期限の通知後も提出がない場合。
- (5) 奨励金請求に必要な書類に不備があり、実施機関が通知した期限内に補正が行われない場合。
- (6) 2026年11月30日までに奨励金請求書類を提出せず、または必要書類を揃えられず、事業を完遂することができない場合には、奨励金請求は受理されない
- (7) 事業者が提出・記入した各請求資料が、事業者の現況及び実態と合致しない場合。

## 九、添付書類リスト

添付書類 1 プロジェクト申請書

添付書類 2 活動企画書

添付書類 3 協力意向書

添付書類 4 具体的な企画表

添付書類 5 活動状況報告書（別途、明確に識別できる写真の電子ファイルを提出すること）

添付書類 6 経費精算申請書

添付書類 7 奨励金受領書

添付書類 8 成果報告書（書面及び電子ファイルを別途提出）

## 「2026年日本市場向け農水産品プロモーション・プロジェクト」申請書

| 受付番号  |                         | 受付日  | 2026年    | 月  | 日    | 実施機関使用欄 |  |
|---|-------------------------|--|----------|----|------|---------|--|
| 基本資料  | 1                       | 申請者名   |          |    |      | 統一番号    |  |
|   | 2                       | 責任者名   |          |    |      |         |  |
|   | 3                       | 連絡先  |          |    |      |         |  |
|   | 4                       | 担当者  | 氏名       | 部署 |      | 職位      |  |
|   |                         |  | 電話( )    | 内線 |      | 携帯電話    |  |
|   |                         |  | E-mail : |    |      |         |  |
|   | 5                       | 組織及び輸出版売<br>商品説明<br>(100～200文字)  |          |    |      |         |  |
| 6   | 奨励金申請額                  | 新台幣ドル  | 萬元       |    |      |         |  |
| 7   | 目標販売業績                  | (具体的な数量または金額を記入)   |          |    |      |         |  |
| 添付書類  | (企業、工場関連の登録証明の写し、詳細を記入) |  |          |    |      |         |  |
| <b>承諾及び同意書</b><br>1. 弊社及び協力企業はいずれも、本プロジェクトの申請説明書及びプロジェクト契約を十分に確認し、プロジェクトの受付期間、公募選考の手続き、注意事項及び重要な日程について理解したうえで、協力することに同意します<br>2. 本申請者は、提出するすべての書類及び資料がいずれも真実であり、他者の知的財産権またはその他の権益を侵害していないことを保証します。資料の不正使用、盗用、偽造が疑われる場合、または事実と異なる陳述、資料の提出があった場合には、実施機関はすべての補助措置の取消し、履行保証金の没収を行うことができ、さらに関連法令に基づき法的手段を講じる権利を有します。 |                         |  |          |    |      |         |  |
| 財団法人 中華民國對外貿易發展協會 御中  |                         | <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 150px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin-bottom: 5px;"></div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <span>社印</span> <span>代表者印</span> </div> |          |    |      |         |  |
| 記入日   | 年月日                     | 2026年  | 月        | 日  | 書類番号 |         |  |

本件連絡窓口：外貿協會、文怡蓁專門員，電話：02-27255200#1322，E-mail：vita@taitra.org.tw。

本ページをプリントし、封筒の表に貼ってください

|         |     |      |
|---------|-----|------|
| 実施機関作業欄 | 受付日 | 受付番号 |
|---------|-----|------|

宛先

11012 台北市信義区基隆路一段 333 号 5F

外貿協会 行銷処農産食品組 御中

申請者：

住所：

担当者：

電話番号：

2026 年日本市場向け農水産品プロモーション・プロジェクト

提出前に、資料がすべてそろっているか再度ご確認ください。

| 項目 | 添付資料                | チェック                        |
|----|---------------------|-----------------------------|
| 1  | プロジェクト申請書(添付資料 1)   | はい <input type="checkbox"/> |
| 2  | 活動企画書(添付資料 2)       | はい <input type="checkbox"/> |
| 3  | 協力意向書(台湾の申請者は添付のこと) | はい <input type="checkbox"/> |
| 4  | 組織設立登記証書の写し         | はい <input type="checkbox"/> |

「2026 年日本市場向け農水産品プロモーション・プロジェクト」  
活動企画書

## 1. 申請事業者名：

(1) 主要営業品目及び年間売上高：

(2) 直近 3 年間の台湾産農産物輸出入品目及び金額：

(3) 販売商品の市場における位置づけ：

高価格帯 中価格帯 低価格帯

(4) 主な海外販売チャネル：

## 2. 協力組織：

## 3. 予定実施時期：

## 4. 地域：

## 5. 活動実施チャネルの概要：

(1) 種類(百貨店、スーパーマーケットチェーン、量販店、専売店、レストランなど)：

(2) 規模：

(3) 展開エリア：

## 6. 活動企画(実施方法について詳細に説明してください)：

(活動申請に基づく販売チャネルの紹介、時期及び場所に関する計画、申請する実施延べ開催日数の総数、経費の予算額新台幣ドル〇〇万元、活動実施期間に週末・祝日を含まない場合は、その理由に関する説明を追加すること)

## 7. 申請金額及び経費の明細：

申請金額(新台幣ドル、元)：

| 番号 | 項目 | 金額 | 説明 |
|----|----|----|----|
|    |    |    |    |

|    |            |  |  |
|----|------------|--|--|
| 1  | 広告(上限 30%) |  |  |
| 2  | プロモーション資料  |  |  |
| 3  | 装飾物        |  |  |
| 4  | 販促員        |  |  |
| 5  | 試食用材料      |  |  |
| 6  | 試食用器具      |  |  |
| 合計 |            |  |  |

#### 8. 予期される効果

- (1) 量的効果(調達明細、輸出数量など、業績目標についての説明)
- (2) 質的効果(消費者の反応、台湾産農産物に対するロイヤルティの向上、台湾産農産物イメージの向上など)

9. 弊社は、プロジェクト実施期間において、台湾の農水産品及び加工品の海外販売チャンネルにおける輸出金額が目標業績規定に達しない場合、または活動の延べ開催日数が規定に満たない場合には、それに比例して奨励金が減額されることを了承します。

社印 代表者印：

日付： 2026 年 月 日

「2026 年日本市場向け農水産品プロモーション・プロジェクト」  
協力意向書

(台湾の申請者が添付すること)

意向書締結者：(海外の協力組織) \_\_\_\_\_

当社は、(台湾の申請者) \_\_\_\_\_ と協力し、  
台湾産農産物マーケティング・プロモーション活動を共同で実施し、  
「2026 年日本市場向け農水産品プロモーション・プロジェクト」の  
規定に基づき、必要な支援及び関連書類の提供に協力することに同  
意します。

意向書締結者：

担当者：

電話番号：

E-MAIL：

締結者は社印を押印してくださ

い

日付：

「2026 年日本市場向け農水産品プロモーション・プロジェクト」  
活動詳細企画表

一、実施組織基本資料：

記入日：

|               |  |
|---------------|--|
| (一) 企業名       |  |
| (二) 担当者氏名及び職位 |  |
| (三) 電話番号      |  |
| (四) 電子メール     |  |
| (五) 連絡先住所     |  |

二、活動に関する情報

| (一) 実施地域： _____           |       |     |    |              |        |                             |        |
|---------------------------|-------|-----|----|--------------|--------|-----------------------------|--------|
| (二) 台湾の仕入先または海外の協力事業者：    |       |     |    |              |        |                             |        |
| 1. 企業名： _____             |       |     |    |              |        |                             |        |
| 2. 担当者： _____ 電話番号： _____ |       |     |    |              |        |                             |        |
| (三) 実施場所及び実施期間：           |       |     |    |              |        |                             |        |
| 番号                        | チャネル名 | 店舗名 | 都市 | 展示販売<br>実施日数 | 日<br>数 | 試食また<br>はその他<br>販促活動<br>実施日 | 日<br>数 |
| 1                         |       |     |    |              |        |                             |        |
| 2                         |       |     |    |              |        |                             |        |
| 3                         |       |     |    |              |        |                             |        |
| 4                         |       |     |    |              |        |                             |        |
| 5                         |       |     |    |              |        |                             |        |
| 6                         |       |     |    |              |        |                             |        |
| 7                         |       |     |    |              |        |                             |        |
| 8                         |       |     |    |              |        |                             |        |
| 9                         |       |     |    |              |        |                             |        |
| 10                        |       |     |    |              |        |                             |        |

|    |  |  |  |  |  |  |  |
|----|--|--|--|--|--|--|--|
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |
|----|--|--|--|--|--|--|--|

### 三、プロモーション予定品目及び数量

| 番号 | 品目 | 調達予定量（トン） | 調達予定額 |
|----|----|-----------|-------|
| 1  |    |           |       |
| 2  |    |           |       |
| 3  |    |           |       |

### 四、活動経費内訳：

項目及び金額(新台幣ドル：元)：

| 番号 | 項目         | 金額 | 用途説明 |
|----|------------|----|------|
| 1  | 広告(上限 30%) |    |      |
| 2  | プロモーション資料  |    |      |
| 3  | 装飾物        |    |      |
| 4  | 販促員        |    |      |
| 5  | 試食用材料      |    |      |
| 6  | 試食用器具      |    |      |
| 合計 |            |    |      |

※本計画表は、「日本市場向け農水産品プロモーション・プロジェクト」の活動時に実地検証のために提出するものです。必ず性格に記入してください。記入内容が事実と異なる場合、または活動開始の2週間前までに提出がなく実査が行えない場合は、奨励金請求は受理されません。

## 「2026 年日本市場向け農水産品プロモーション・プロジェクト」

## 活動状況報告

- 一、実施機関：(名称、担当者、電話番号、電子メール)  
 二、実施場所：  
 三、実施日：  
 四、実施チャネル及び店舗に関する資料：

| 番号 | 日付 | 都市 | チャネル | 店舗 | 写真(番号を付けてください) |
|----|----|----|------|----|----------------|
| 1  |    |    |      |    |                |
| 2  |    |    |      |    |                |
| 3  |    |    |      |    |                |
| 4  |    |    |      |    |                |
| 5  |    |    |      |    |                |
| 6  |    |    |      |    |                |
| 7  |    |    |      |    |                |
| 8  |    |    |      |    |                |
| 9  |    |    |      |    |                |
| 10 |    |    |      |    |                |

- 五、活動状況：

- (一)販売状況  
 (二)消費者の反応  
 (三)農産物の品質

備註：

1. 上記写真は、別途電子ファイルで提出するものとする。実施日と店舗名を明記し、各回において最低3枚以上の写真を提出すること。
2. 販促活動に参加したすべての店舗について写真を提出すること。証左となる写真を提出されない場合、当該店舗は販促活動に参加していないものとみなされます。
3. 奨励金申請対象の経費項目に関する活動は、活動場所での実施状況が確認できることが必要です(メディア広告は除く)。会場では、消費者が台湾産農産物の販促活動であることを認識できるプロモーション資料及び装飾物が明確に表示されていること、かつその写真を提出すること。提出がない場合、当該店舗は販促活動に参加していないものとみなされます。

「2026 年日本市場向け農水産品プロモーション・プロジェクト」  
経費精算申請書

一、申請者：

(一) 台湾側事業者：

(二) 日本の対応事業者：

二、申請回数及び金額：

2026 年日本市場向け農水産品プロモーション・プロジェクト  
の実施にともなう奨励金として、下記金額の支給を申請します。

総額：新台幣ドル           元 (JPY¥〇〇〇〇)。

三、調達（輸出）の証明書類は添付の通り（申告書には番号を付  
し、集計表を提出すること）。

四、申請事業者社印及び代表者印：

社印を押印してく  
ださい

## 領 収 書

中華民国對外貿易發展協會(統編 03702716)より 2026 年日本市場向け農水産品プロモーション・プロジェクト奨励金(第〇期給付)として、下記金額を受領しました。

金額：新台幣ドル〇〇〇〇〇〇元 (JPY¥〇〇〇〇〇)

中華民国對外貿易發展協會御中

社印を押印  
してください

企業名：

代表者：

電話番号：

住所：

2026 年            月            日



「2026 年日本市場向け農水産品プロモーション・プロジェクト」  
成果報告書

## 1、申請組織：

(1) 台湾側事業者：

(2) 日本の申請事業者：

## 2、実施状況：

## 3、実施成果：

(1) 量的効果：

| 番号 | 調達(輸出)商品 | 数量(トン) | 金額(千米ドル) |
|----|----------|--------|----------|
| 1  |          |        |          |
| 2  |          |        |          |
| 3  |          |        |          |
| 4  |          |        |          |
| 5  |          |        |          |
| 合計 |          |        |          |

(2) 質的効果 (消費者の反応、台湾産農産物に対するロイヤルティ、台湾産農産物のイメージ向上など)

## 4、将来的な成長に関する評価：

## 5、課題と提案：